

平成19年(行ヒ)第272号

決 定

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年(行コ)第296号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成19年6月18日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成20年10月31日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申 立 人	東日本旅客鉄道株式会社
相 手 方	国
処 分 行 政 庁	中央労働委員会
同補助参加人	個人1名